規　則

○会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年四月一日　　会計検査院長　田中　弥生

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局財務検査第一課の事務分掌事項欄中「及び独立行政法人北方領土問題対策協会及び金融経済教育推進機構」を「、独立行政法人北方領土問題対策協会及び金融経済教育推進機構」に改める。

附　則

この規則は、金融経済教育推進機構の成立の日から施行する。

○会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年四月一日　　会計検査院長　田中　弥生

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項中「第三十四条」を「第三十三条の二」に改める。

第八十一条第一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。